

外国特許トピックス

2017年7月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

ブラジルの審査促進に関する情報

ブラジル特許庁は、審査未処理案件の問題解決を目的として、2017年6月13日付で議決第193/2017号(Resolution No. 193/2017)を公表し、国際出願における調査結果の扱いを規定しました(2017年7月13日より実施)。また、公式な議決による公表はありませんが、南米諸国のプロジェクト統合協定締結国との間で、2017年7月1日から1年間限定でPPHプログラムが実施されることになりました。そこで、今回は上記2つの審査促進制度について紹介いたします。

1. 国際出願における調査結果のブラジル移行後審査での扱い

ブラジル特許庁が国際調査機関(ISA)および国際予備審査機関(IPEA)として認める特許庁(ブラジル、オーストリア、欧州、スウェーデン、米国)により調査された国際出願がブラジルに移行した場合、一部の出願を除き(※)、ブラジル特許庁が作成する調査報告書の代わりに上記特許庁が国際段階で発行した調査報告書が審査において使用されることになりました(第3条本文)。また、ブラジル特許庁はこの調査報告に対する補足的な調査を行わないことも規定されました。(第3条1項)。

※下記の出願については、適用外となります(第6条)。

- ・第三者による情報提供があった出願(同条第1項)
- ・実体審査が始まっている出願(同条第2項)
- ・PPH等の早期審査が始まっている出願(同条第3項)
- ・審判過程に入っている出願(同条第4項)

2. 南米におけるプロジェクト統合協定締結国間(PROSUL)のPPHプログラム

南米では、ブラジル、アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの特許庁が工業所有権での協力を目的として協定を結び(PROSUL)、これらの国の間でのPPHプログラムが始まりました。

当該プログラムを利用できる対象案件として、発明の技術分野や出願日による制限はありませんが、当該出願の特許ファミリーにおける第1国出願がPROSUL参加国のいずれかでなければならぬという制限があります。

パリルートの場合、優先権主張をとらぬ第1国出願において特許登録となると、その審査で行われた発明に関する分析や審査の結果を他の特許ファミリー内の参加国に利用できることとなります。

PCTルートの場合、国内段階移行後に特許登録となると、その発明の分析や審査結果を国内段階に移行した他のPROSUL参加国に利用できます。また、PROSUL参加国のいずれかを受理官庁とするダイレクトPCTを出願する場合は、国際調査報告における特許性有との結果を、国内段階に移行した他の参加国に利用することができます。



ブラジル特許庁は近年、審査促進を目的として、審査官増員、米国および日本とのPPH試行プログラム開始、Green Patentの早期審査制度導入などによる対策を実施し、審査未処理問題に力を注いでいます。弊所案件データにおいても、2000年以降に審査請求された出願は、審査請求から特許登録まで10年近くかかっていましたが、ここ10年間では平均7年と短くなってきています。上記1、2の施策は、それぞれに実施できる出願の範囲に制限があり、画期的かつ即効的な未処理案件減少の原動力になることは難しいように思われますが、ブラジルへの出願件数が最も多い米国との間のPPHやその他の審査促進制度とともに滞留案件を徐々に減少させるものとなることを期待しつつ、今後の状況を注視してまいります。

以上